

(案)

第24回原子力委員会
資料第1-1号

10原委第41号
平成10年5月12日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

東京電力株式会社福島第二原子力発電所の原子炉の設置変更

(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(答申)

平成9年9月11日付け平成09-02-28資第90号(平成10年4月9日付け平成09-02-28資第90号をもって一部補正)をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認める。